

## 2022 山梨県トレセン(U10 ~U16) 開催要項

---

### 1. 目的

山梨県・日本サッカーの強化・発展のため、将来日本代表選手となる優秀な素材、強豪クラブ以外にもいる「タレント」に、良い指導環境、練習環境を与えることで、個を大きく育てる。

- ①優秀な選手の発掘・育成
- ②選手・指導者のレベルアップ
- ③選手・指導者の交流
- ④トレセン（トレーニングセンター）制度の充実・発展を図る

### 2. 名称

2021 山梨県トレセン：U-16・女子 U-16・U-15・女子 U-15・U-14・U-13・U-12・女子 U-12・U-11・U-10  
2021 地区トレセン：U-12・U-11・U-10（甲府地区トレセン・峡中地区トレセン・峡東地区トレセン・峡北地区  
トレセン・郡内東地区トレセン・郡内南地区トレセン）  
：U-14・U-13（中体連トレセン・クラブトレセン）

### 3. 主催

一般社団法人山梨県サッカー協会

### 4. 主管

一般社団法人山梨県サッカー協会技術委員会

### 5. 協力

山梨県内市町サッカー協会、中体連、高体連、クラブユース連盟、ヴァンフォーレ甲府

### 6. 地区割り

(1) 4種6地区を原則として以下のようにする。

- ①甲府地区 甲府市
- ②峡中地区 南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、早川町
- ③峡東地区 笛吹市、山梨市、甲州市、
- ④峡北地区 韮崎市、北杜市、
- ⑤郡東地区 大月市、都留市、上野原市、西桂町、道志村、小菅村、丹波山村
- ⑥郡南地区 富士吉田市、富士河口湖、忍野村、山中湖村、鳴沢村

(2) 3種6地区を対象に原則として以下のようにする。

- ①中体連トレセン
- ②クラブトレセン

### 7.日程

- (1)トレセンマッチデー ①4月24日(日)、②5月22日(日)、③6月26日(日)、④7月10日(日)  
⑤9月25日(日)、⑥10月23日(日)、⑦11月27日(日)、⑧12月11日(日)  
⑨1月22日(日)、⑩2月26日(日)、⑪3月12日(日)
- (2)ナショナルトレセン関東 ①U-12 2023年1月7日(土)～9日(月・祝)  
②U-13 前期5月28日(土)～29日(日)  
後期11月24日(木)～27日(日)  
③U-14 前期5月19日(木)～22日(日)  
後期11月24日(木)～27日(日)

(3)地域トレーニングキャンプ関東 ①U-16 1月17日(火)～18日(水)

(4)関東 GK キャンプ ①1月28日(土)～29日(日)

## 8.会場

(1) 6地区、各種別で指定した会場

## 9.参加資格

(1)日本サッカー協会加盟登録選手

(外国籍選手でもその選手の参加が他の選手にプラスと考えられる場合、参加を承認する。)

(2)年齢

U-10 2012年(平成24年)1月1日以降出生の者

U-11 2011年(平成23年)1月1日以降出生の者

U-12 2010年(平成22年)1月1日以降出生の者

U-13 2009年(平成21年)1月1日以降出生の者

U-14 2008年(平成20年)1月1日以降出生の者

U-15 2007年(平成19年)1月1日以降出生の者

U-16 2006年(平成18年)1月1日以降出生の者

\*優秀な下のカテゴリーの選手が上のカテゴリーで活動することは妨げない。(U-12の優秀選手がU-13で活動する場合等)原則として学年での活動とするが、選手の個人的な状況によっては、早生まれ選手が本来のカテゴリー(1年下の学年)で活動することも認める。

(3) U12においては、性別を問わない。

## 10.参加人数

(1) 山梨県トレセン 各カテゴリー 40名～60名程度

(2) 地区トレセン 各カテゴリー 25名～40名程度

(甲府・峡中地区 40名～60名程度)

(3) 中体連・クラブトレセン 各カテゴリー 20名～30名程度

\*選手数に対して、指導スタッフ数は、トレセン認定制度の3.1トレセン拠点認定に準じることが望ましい。

## 11.指導

(1) 県トレセン・地区(中体連・クラブも含む)トレセンコーチについては、(一社)山梨県サッカー協会技術委員会で認めた指導者

## 12.その他

(1) 県トレセン・地区(中体連・クラブも含む)トレセンで指導にあたる者は、1年間で最低1回のスタッフ研修、または指導者研修会に参加しなければならない。

(2) 運営にあたっては、運営要綱を定める。

### 1. 指導責任者（代表）

- (1) 県／地区（中体連・クラブも含む）トレセンには指導責任者（＝代表：以下責任者）を置く。
- (2) 責任者は、県／地区（中体連・クラブも含む）における活動を代表し、実施の可否・中止・延期等を判断する。
- (3) 責任者は、JFA のトレセン制度の趣旨を理解し、県／地区の担当コーチとともに、トレセン活動の充実を図る。

### 2. 事務局

- (1) 県／地区（中体連・クラブも含む）トレセンには事務局を置く。
- (2) 事務局は、指導スタッフが兼ねてもよい。
- (3) 事務局は、県／地区（中体連・クラブも含む）における全カテゴリーの活動を掌握する。
- (4) 事務局は、ユースダイレクター（兼 FA コーチ）、各カテゴリー指導責任者と連絡を緊密にとり、活動を把握する。

### 3. 会計担当者

- (1) 各カテゴリー県／地区（中体連・クラブも含む）事務局には会計担当者を置く。
- (2) 県／地区（中体連・クラブも含む）の会計担当者は、各カテゴリーごとにおいてもよい。
- (3) 会計については、事業年度ごとに予算案と決算報告を作成する。予算執行にあたっては、県協会の予算執行に準じて諸票簿を整備する。
- (4) 会計報告は、以下の様に行う。
  - ① トレセン単位で遠征等を行った場合は、その都度会計報告を行う。
  - ② 会計報告は、前期終了時、および年度末に技術委員長、ユースダイレクター（兼 FA コーチ）に提出する。
  - ③ 会計報告は、準備をされていて求められた場合は、県、市町協会、補助金団体に提出しなければならない。

### 4. 指導スタッフ

- (1) 指導スタッフのリーダーとしてカテゴリーごとにチーフを置く。
- (2) カテゴリーの地区チーフは原則として、県トレセンスタッフが望ましい。
  - ① U-12 以下の県／地区トレセンカテゴリーチーフは、県トレセンスタッフおよび、県トレセンスタッフから推薦を受けた指導者で技術委員会が認めた者とする。
- (3) スタッフは、資格を有することを原則とする。チーフは B 級以上の資格を持つことが望ましい。2020 年以降、チーフは、A 級、A 級 U-12、A 級 U-15 以上、コーチは B 級以上が望ましい。
- (4) 指導スタッフ数は、トレセン認定制度の 3。トレセン拠点認定に準じることが望ましい。
  - ① U-12：選手 10 名に対し、指導者 1 名以上配置。＊追加で GK コーチがつくことが望ましい。
  - ② U-14：選手 16 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。
  - ③ U-16/U-17：選手 22 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。

### 5. 年間計画の作成と実施報告提出

- (1) 各トレセンチーフは、年間計画を作成し、参加者に示すとともに、技術委員長、ユースダイレクター（兼 FA コーチ）に提出する。
- (2) 山梨県ユースカレンダーにおいて決められたトレセンマッチデーにおいては、必ずトレセン活動を行うものとし、内容については、第 1 回のトレセン活動の際に召集選手・保護者・スタッフに周知する。
- (3) トレセンを実施した時は、所定の書式の報告を提出する。

### 6. 名簿の作成

- (1) 県／地区（中体連・クラブも含む）トレセンは、所定の書式で以下の名簿を作成し、指定された期日までに提出する。
  - ① カテゴリーごとの選手名簿
  - ② スタッフ名簿

(2) 年度中に新たに招集される選手については、名簿に追加する。

## 7. 運営費・経費等

(1) 県トレセンは、県協会の補助金予算の範囲内で支援金を要求することができる。

(2) 地区（中体連・クラブも含む）トレセンは、選手から参加料を集め、運営費としてよい。

①年間を通しての参加料は、施設使用料、照明代、消耗品購入費、スタッフの旅費・日当等にあてる。

②地区（中体連・クラブも含む）で遠征を行う場合の選手の参加費は、原則として交通費・宿泊費・弁当代・旅行傷害保険料等の実費とする。

(3) 県トレセンにおける指導者への日当・旅費等の支給については、各カテゴリーの支給基準に委ねる。

(4) JFA 公認指導者ライセンス（A 級、A 級 U-15、A 級 U-12、B 級、GK-レベル1）の取得に関して、ライセンス取得補助金交付申請書を技術委員長に提出。技術委員長の承認及び取得後の県トレセンへの還元を条件に補助費を翌年に支給する。但し、A 級、A 級 U-12、A 級 U-15 については、個人推薦となる為、トライアルを実施して補助対象者を決定する。

①A 級／県外取得 50,000 円、県内取得 50,000 円

②B 級／県外取得 50,000 円、県内取得(宿泊なし)5,000 円

③A 級 U-12・A 級 U-15／県外取得 50,000 円

④GK-レベル1／県外取得 50,000 円

## 8. 保険

(1) トレセン健康調査・誓約書に準じて、県／地区（中体連・クラブも含む）トレセンに関わる選手はスポーツ傷害保険に加入する。

(2) トレセン健康調査・誓約書に準じて、県／地区（中体連・クラブも含む）トレセンに関わる指導スタッフは指導者保険に加入する。

(3) トレセン単位で、旅行を伴う活動を行う場合は、旅行傷害保険に加入する。

## 9. 具体的な活動について

(1) 県トレセンの活動は、カレンダーに計画された遠征・強化練習会、トレセンデー、マッチデーで実施する。それ以外の期日に活動する場合は、少なくとも 1 か月前には計画を立て、ユースダイレクター・技術委員長に提出して許可を得る。

(2) 6 地区の活動について、マッチデーにおいては必ず活動できるよう計画する。

(3) 活動の優先順位は、県協会が定める第 4 週のマッチデーにおいては、優先してトレセン活動を行うこととする。しかしながら、全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と重なった場合は、チームの責任者と話し合いで活動の優先を決定する。

(4) 平日の地区（中体連・クラブも含む）トレセンの活動については、地区の実情に応じて計画するが、あらかじめ、年度当初に活動日を選手、所属チームに示し、召集する選手の過剰な負担とならないよう、所属チームの活動の状況を踏まえて実施する。

(5) 活動においては、指導計画を作成して実施し、実施後の記録を残す。（日時、場所、参加選手人数、指導スタッフ氏名、テーマ、感想 等）

## 10. その他

(1) 指導スタッフは、暴力根絶宣言をすること。

(2) トレセン活動の連絡通知を出す場合は、トレセン指導責任者と技術委員長、ユースダイレクター、FA コーチの連名で作成するとともに、居合わせ先、連絡先を明記する。

(3) 参加選手の出席表を作成しておく。

(4) 指導者の指導中の疾病・傷害等については、本協会は現場での応急処置を行うこととする。

(5) 活動中の事故に対する緊急対応マニュアルを作成しておくこと。

(6) 活動中、指導中の事故に対する対応のため、指導者は指導者保険に入ること。

※ 事故の原因が、不適切な指導によるもの、過失の程度が重い場合には、対応できない場合があることも理解しておくこと。